

公共無線システム委員会 技術的条件作業班 運営方針

「公共無線システム委員会」（諮問第2028号）に関する調査について、委員会が調査のために必要とする情報を収集し、技術的条件についての調査を促進させるために「技術的条件作業班」を設置することとする。

1 作業班における調査事項

- (1) 公共ブロードバンド移動通信システムの技術的条件
- (2) その他

2 作業スケジュール

平成21年9月頃までに作業班報告を取りまとめる

3 作業班の運営等

- (1) 作業班の会議は、主任が招集する。
- (2) 作業班に主任代理を置くことができ、主任が指名する者がこれに当たる。
- (3) 主任代理は、主任不在のとき、その職務を代行する。
- (4) 主任は、作業班の調査及び議事を掌握する。
- (5) 主任は、会議を招集する時は、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (6) 特に迅速な審議を必要とする場合であって、会議の招集が困難な場合、主任は電子メールによる審議を行い、これを会議に代えることができる。
- (7) 主任は、必要があるときは、会議に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- (8) 主任は、必要と認める者からなるアドホックグループを設置することができる。
- (9) 作業班において調査された事項については、主任が取りまとめ、これを委員会に報告する。
- (10) その他、作業班の運営については、主任が定めるところによる。

4 会議の公開

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合
- (2) その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合

5 事務局

作業班の事務局は、総合通信基盤局電波部基幹通信課が行う。